

労働者派遣事業に係る情報提供について

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(長野県シルバー人材センター連合会)は、事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)の情報公開が義務付けられました。(法第 23 条第 5 号)

以下に、長野県内の 21 事業所(シルバー人材センター)における情報提供項目を公開いたします。なお、連合会は派遣事業の実績はありません。

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

令和 3 年度 公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会 シルバー派遣事業概要

1. 派遣労働者の数 別紙、一覧表のとおり
2. 派遣先の数 別紙、一覧表のとおり
3. マージン率 別紙、一覧表のとおり
$$\frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣会員の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

小数点第 2 位以下を四捨五入
4. 派遣料金の平均額 別紙、一覧表のとおり 【1 日(8 時間あたり)の額の平均】
5. 派遣会員の賃金の平均額 別紙、一覧表のとおり 【1 日(8 時間あたり)の額の平均】
6. 派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
上記の労使協定は締結していない
7. 教育訓練に関する事項 派遣就業に必要な各種技能講習や講習等
8. その他の事項 労災保険、有給休暇制度
※健康保険・厚生年金・雇用保険 …… シルバー派遣事業における就業は「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」に限定されており、所定外労働時間が週 20 時間未満のため、適用対象外です。
※高齢法第 39 条第 1 項に基づく業務拡大等で所定労働時間が週 20 時間を超える等、加入要件を満たす場合は適用されます。